◆変更手続きのフロー（医師、歯科医師以外の者（医療法人等）が開設する場合）

R4.4.1　作成
R5.4.1　改訂

診療所開設後

開設許可事項変更許可申請が必要な事項（変更前に提出）
- 従業員の定員
- 開設の目的及び維持の方法
- 敷地の面積、平面図
- 建物の構造概要、平面図
- 病床数、病床種別ごとの病床数
- 各室の病床数
- 歯科技工室の構造設備の概要

開設許可事項変更届提出が必要な事項（変更後10日以
- 開設者の住所、氏名
- 診療所の名称
- 診療科目
- 各室の病床数（減の場合）
- 定款、寄付行為、条例
- 汚水の排出に関する事項（病院のみ）

開設届出事項変更届提出が必要な事項（変更後10日以
- 管理者の住所、氏名

↓

開設許可事項変更許可申請書（第7号様式）

↓

変更許可書交付

↓

※構造概要の変更の場合

※使用前検査対象の構造設備等一覧を参照

↓

工事着工・工事完了

↓

【有床診療所】

↓

構造設備使用許可申請書（第36号様式）

↓

使用前検査

↓

使用許可証交付

↓

使用開始

【無床診療所】 → 使用開始

開設許可(届出)事項変更届（第15号様式）

【留意事項】

※医療法人開設の場合、定款が変更となる事項については、あらかじめ定款変更の認可が必要です。

※以下の場合は、変更手続きではなく、廃止＋新規開設となります。
- 他の敷地への移転
- 開設者の変更（承継等）
- 医療法人化の場合

※建築確認が必要な場合は、変更許可申請書提出前に受けてください。

※診療用エックス線装置の変更（機器の廃止、更新、増設や放射線業務従事者の氏名等含む）があった場合は、別途エックス線装置の変更に係る手続きが必要となります。

＜問い合わせ先＞ 川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当
TEL ：044-200-2494　　E-mail：40iziyak@city.kawasaki.jp